

山形県障がい者である職員の活躍推進計画《第2期》（概要）

※網掛け：新規・拡充

I 計画について

- 1 計画策定の趣旨
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づくもの
- 2 計画期間
 - ・5年間（令和7年度～令和11年度）
- 3 計画の対象となる職員
 - ・知事部局の職員（議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局の職員も含む。）
- 4 計画の周知・公表
 - ・県ホームページ掲載により公表

II 障がい者雇用に関する現状・課題

- 1 第1期計画の取組状況
 - ・各取組（体制整備、業務の選定・創出、環境整備等）の実施状況
 - ・目標の進捗状況
- 2 現状把握
 - ・職場定着の状況
 - ・職員アンケートの結果
- 3 現状を踏まえた課題
 - ・多様な就業機会の確保（第6次山形県障がい者計画より）
⇒ 県職員（会計年度任用職員を含む。）の継続的な採用
 - ・職場定着に向けた働きやすい職場環境づくり
⇒ 職場環境（ハード面）の整備、障がいの特性に応じた業務のマッチング、合理的配慮の実施、支援体制等

III 取組内容

- 1 障がい者の活躍を推進する体制整備
 - (1) 組織面
 - ・総務部長を障害者雇用推進者※に選任
※障がい者の雇用継続のために必要な整備、計画の作成・推進に従事する者（法律上選任義務有り）
 - ・計画推進体制（各任命権者の人事担当課長による連携、障がい者や外部アドバイザーの意見を踏まえて推進）
 - ・相談体制（障がい者雇用相談支援員の継続配置及び増員、職業生活相談員、専門の相談窓口）
 - (2) 人材面
 - ・職員向けの障がい者に対する理解促進研修の継続実施及び現場研修の実施
 - ・厚生労働省が開催する研修等の受講
- 2 障がい者の活躍の基本となる業務の選定・創出
 - ・業務分析等による障がい者に適した業務の選定・創出、定期的な面談等による点検、業務に必要なスキルなどをトレーニングする新たな就労の場の設置
- 3 障がい者の活躍を推進するための環境整備等
 - (1) 職場環境
 - ・施設整備や就労支援機器の導入の検討
 - ・障がい者の職場実習の実施

(2) 募集・採用

- ・障がい者を対象とした選考試験の実施
- ・会計年度任用職員のうち、障がい者が従事することが可能な業務での継続的な採用及び選考方法の見直し(募集単位の拡大、選考時の面接での聞き取り項目のリスト化や実技選考の導入等)
- ・募集・採用手続きにおける必要な配慮の実施及び就労支援機関等との連携

(3) 働き方

- ・多様で柔軟な働き方の推進(時差出勤、在宅勤務など)及び検討、各種休暇の取得促進

(4) その他の配慮

- ・合理的配慮に関する取組(チェックシートの提出、進め方に関するマニュアル化等)、就労支援機関等との連携
- ・職員育成センターや部局での研修の受講への配慮

IV 目標

□知事部局における目標

- ①採用に関する目標：毎年6月1日時点での法定雇用率の達成
- ②定着に関する目標：不本意な離職者を極力生じさせない

□議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局における目標

知事部局の実施する障がい者への理解促進研修へ全員参加

(計画期間中、障がい者の雇用の義務が生じることとなった任命権者については、達成すべき目標を、上記の「知事部局における目標」に準ずることとする。)